平成２２年（フ）第１９６号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区９棟105号
債務者　大高　安枝
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
新潟県長岡市高見町3544番地１、前住所新潟県長岡市中島４丁目10番20号
債務者　嶋岡さかえ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
新潟県長岡市下々条町1770番地２
債務者　高橋　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
新潟県長岡市長呂411番地
債務者　布施　幸一
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
静岡県伊豆の国市中條33番地の52　佐々木アパート２Ｆ、前住所静岡県伊豆の国市四日町530番地の１　韮山田園ハイツ201号
債務者　鈴木　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
静岡県御殿場市北久原570番地の２　コーポ東101
債務者　生田目登紀士
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
岡山県倉敷市宮前326番地69　ラクシュリーマンションＤ―105
債務者　髙見　英典
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１７５７号
広島県安芸郡熊野町出来庭９丁目９番10号
債務者　尾濱　芳和
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７５号
福岡市西区姪の浜６丁目９番26号
債務者　田畑　隆治
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１号
熊本県荒尾市桜山町３丁目17番29号４桜山団地43号
債務者　小柳　純子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１２号
三重県南牟婁郡紀宝町成川757番地４、前住所和歌山県新宮市新宮3554番地の14
債務者　七滝　信行
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１４号
三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦326番地６
債務者　山下　美静
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第６０８号
横浜市都筑区川和町138―26、住民票上の住所東京都杉並区和田１丁目５番16号　角ビレッジ
債務者　川崎　雅弘（旧姓畑野）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８９号
神奈川県綾瀬市蓼川２丁目１番７号　コーポＭＩＫＩ201
債務者　松永　健志
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２７号
神奈川県大和市南林間６丁目６番23号
債務者　長田　孝太
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５２号
横浜市南区永田東１丁目28番21号　大浜ハイツ２号103
債務者　小山麻利子（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部